

第52回

定時株主総会 招集ご通知



証券コード 4718

開催日時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時（受付開始時刻：午前9時）

開催場所

東京都新宿区戸塚町一丁目104番地19
リーガロイヤルホテル東京
3階 「ロイヤルホール」

→ 末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第3号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定の件

株主の皆様へ

東京都豊島区南池袋一丁目16番15号
株式会社早稲田アカデミー
代表取締役社長 山本 豊

第52回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当社第52回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願いします。

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、下記の株主総会資料掲載ウェブサイト及び東証ウェブサイトにも掲載しております。東証ウェブサイトよりご覧いただく場合は、以下の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「早稲田アカデミー」又は「コード」に当社証券コード「4718」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

当社ウェブサイト

<https://www.waseda-ac.co.jp/corp/ir/data/notification.html>



WEB



株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/4718/teiji/>



東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月24日（水曜日）午後6時まで議決権を行使してくださいませようお願いします。

【インターネットによる議決権行使の場合】

後記（4頁）の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、画面の案内に従って、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力くださいませようお願いします。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

日時 2026年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始時刻：午前9時）

場所 東京都新宿区戸塚町一丁目104番地19
リーガロイヤルホテル東京 3階 「ロイヤルホール」（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

目的事項

報告事項

1. 第52期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第52期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第 1 号議案 剰余金の配当の件

第 2 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第 3 号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定の件

以 上

1. ご出席の株主様へのお土産のご用意はございませんので、ご了承賜りますようお願い申し上げます。
2. 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
4. 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

- ① 事業報告の以下の事項
「会計監査人の状況」 「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
「会社の支配に関する基本方針」
- ② 計算書類の以下の事項
「連結株主資本等変動計算書」 「連結注記表」 「貸借対照表」 「損益計算書」
「株主資本等変動計算書」 「個別注記表」
- ③ 監査報告の以下の事項
「計算書類に係る会計監査報告」

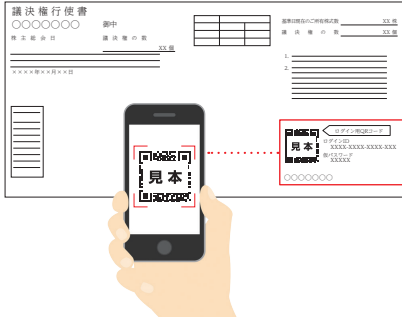
したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

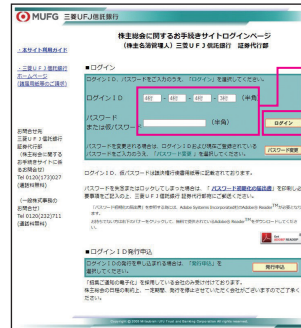
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

第1号議案

剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

・ 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を、経営の重要課題の一つと認識しており、毎年の配当金につきましては、安定的な配当の維持を基本としつつ、連結配当性向も勘案の上、配当額の向上を検討していく方針であります。

当期の期末配当金につきましては、上記の配当方針及び収益・財政状況等を勘案し、普通株式1株当たり35円とさせていただきたいと存じます。なお、中間配当金として1株当たり20円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり55円となります。

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき35円 総額649,802,160円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	2026年6月26日（金曜日）

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての候補者に関して、当社の取締役として適任であると判断しております。

また、各候補者は、取締役会の諮問機関である任意の指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会にて決定したものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名	現在の当社における地位及び担当	候補者属性
1	やまもと ゆたか 山本 豊	代表取締役社長	再任
2	いとう まこと 伊藤 誠	取締役専務執行役員 経営推進本部長 教務本部管掌	再任
3	あいざわ よしひろ 相澤 好寛	取締役執行役員 教育事業本部長兼第六事業部長	再任
4	ちば たかひろ 千葉 崇博	取締役執行役員 運営本部長	再任
5	みたに わかこ 三谷 和歌子	社外取締役	再任 社外 独立
6	おぐら やすひこ 小倉 泰彦	—	新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者

独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

やまもと ゆたか

山本 豊

(1963年6月30日生)

再任

現在の当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数	取締役会への出席状況	在任年数
代表取締役社長	71,800株	18/18 (100%)	23年

略 歴 (地位、担当及び重要な兼職の状況)

- 1987年 3月 当社入社
- 1991年 3月 早稲田校校長就任
- 1995年10月 中央ブロック長就任
- 1997年 4月 運営部長就任
- 2003年 6月 取締役運営部長就任
- 2008年 6月 取締役運営本部副本部長
兼運営部長就任
- 2016年 6月 常務取締役運営本部長就任
- 2019年 6月 専務取締役運営本部長
兼営業戦略部長就任
- 2020年 3月 代表取締役社長就任 (現任)

取締役候補者とした理由

運営部門担当取締役として、商品開発、広告宣伝、マーケティング等、事業運営全般において優れた企画力と実行力を発揮し当社の事業拡大を牽引してきた経験と、社内システムの開発リーダーとしてICTの利活用を推進してきた知見を活かし、代表取締役社長として、当社グループの経営戦略を立案・推進し、業績向上を着実に実現してまいりました。今後も、これらの豊富な経験と知見を活かし、当社グループの中長期的な発展と企業価値向上に寄与できるものと判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

2

いとう まこと

伊藤 誠

(1971年5月1日生)

再任

現在の当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数	取締役会への出席状況	在任年数
取締役専務執行役員 経営推進本部長 教務本部管掌	11,100株	18/18 (100%)	10年

略 歴 (地位、担当及び重要な兼職の状況)

- 1994年 3月 当社入社
- 1997年 3月 中野富士見町校校長就任
- 2001年 4月 本部ブロック長就任
- 2014年 4月 大学受験部長就任
- 2016年 6月 株式会社野田学園
代表取締役社長就任 (現任)
- 2016年 6月 取締役大学受験部長就任
- 2019年 5月 WASEDA ACADEMY UK CO.,LTD
代表取締役社長就任 (現任)
- 2019年 6月 常務取締役経営推進本部長
兼人材開発部長就任
教育事業本部管掌、教務本部管掌
- 2019年 7月 WASEDA ACADEMY USA CO.,LTD.
代表取締役社長就任 (現任)
- 2020年 3月 専務取締役経営推進本部長就任
教育事業本部管掌、教務本部管掌
- 2020年 6月 取締役専務執行役員経営推進本部長就任
(現任)
教務本部管掌 (現任)
- 2025年 4月 株式会社幼児未来教育
代表取締役社長就任 (現任)

取締役候補者とした理由

小中学校校舎及び大学受験部門の統括責任者として当社の業容拡大に貢献してきた後、教務本部及び経営推進本部の管掌取締役として、的確な判断力とリーダーシップで事業を推進してまいりました。また、子会社である株式会社野田学園、株式会社幼児未来教育及び海外子会社の代表取締役として、経営環境の変化に対応した機動的なマネジメントにより業績向上を実現してまいりました。今後も、これらの幅広い経験と知見を活かし、当社グループの経営戦略を推進し、更なる成長発展に寄与できるものと判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

3

あいざわ よしひろ
相澤好寛

(1968年7月26日生)

再任

現在の当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数	取締役会への出席状況	在任年数
取締役執行役員 教育事業本部長兼第六事業部長	28,100株	18/18 (100%)	6年

略 歴 (地位、担当及び重要な兼職の状況)

- 1995年3月 当社入社
- 1997年3月 上福岡校長就任
- 2005年3月 埼玉ブロック副ブロック長就任
- 2010年3月 城西ブロック長就任
- 2017年4月 教育事業本部副本部長兼第二事業部長就任
- 2020年3月 教育事業第二本部長兼第六事業部長就任
- 2020年6月 取締役執行役員
教育事業第二本部長兼第六事業部長就任
教育事業第一本部管掌
- 2022年3月 取締役執行役員
教育事業本部長兼第六事業部長就任
(現任)

取締役候補者とした理由

当社グループの収益を支える教育事業本部を管掌し、企画力・統率力・営業力を発揮して業績向上に貢献するとともに、難関中学受験指導のリーダーとしても卓越した指導力と実行力で実績伸長を実現し、当社グループのブランド力向上を推進してまいりました。今後も、これらの豊富な経験と知見を活かし、中長期の経営戦略を推進し、当社グループの更なる成長発展に寄与できるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

ちば たかひろ
千葉崇博

(1980年8月15日生)

再任

現在の当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数	取締役会への出席状況	在任年数
取締役執行役員 運営本部長	6,887株	18/18 (100%)	4年

略 歴 (地位、担当及び重要な兼職の状況)

- 2005年4月 当社入社
- 2006年2月 小学課長就任
- 2014年3月 特化ブロック長就任
- 2017年3月 教務部長就任
- 2017年4月 教務本部副本部長兼中学受験部長就任
- 2019年3月 教務本部長兼中学受験部長就任
- 2020年3月 運営本部長兼営業戦略部長就任
- 2020年6月 執行役員運営本部長兼営業戦略部長就任
- 2021年6月 株式会社集学舎代表取締役社長就任 (現任)
- 2022年6月 取締役執行役員運営本部長就任
- 2025年1月 取締役執行役員運営本部長兼デジタルソリューション部長就任
- 2025年8月 取締役執行役員運営本部長就任 (現任)

取締役候補者とした理由

教務部門の責任者として当社ブランド力の源泉となる合格実績伸長を牽引し、運営本部の統括責任者に就任後は、DX戦略を推進し、優れた企画力と実行力により業容拡大を実現してまいりました。また、子会社である株式会社集学舎の代表取締役として組織改革に取り組み、中長期的な発展に向けた経営基盤を構築してまいりました。今後もこれらの経験と知見を活かし、DXを中心とした業務改革とサービス品質向上を推進し、当社グループの成長発展に寄与できるものと判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

み た に わ か こ
三谷和歌子

(1974年1月4日生)

再任

社外

独立

現在の当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数	取締役会への出席状況	在任年数
社外取締役	一株	18/18 (100%)	2年

略 歴 (地位、担当及び重要な兼職の状況)

- 2000年 4月 弁護士登録(第一東京弁護士会)
- 2001年 7月 田辺総合法律事務所入所
- 2012年 4月 同事務所パートナー就任
- 2018年 2月 太平洋セメント株式会社
社外監査役就任(現任)
- 2023年 4月 第一東京弁護士会副会長就任
- 2023年 6月 生化学工業株式会社社外監査役就任
(現任)
- 2024年 6月 当社社外取締役就任(現任)
- 2024年 9月 ロデム総合法律事務所入所・パート
ナー就任 (現任)

社外取締役候補者とした理由
及び期待される役割の概要

企業法務に関する専門的な知見と、他の会社の社外監査役としての豊富な経験を活かし、引き続き、独立した立場で取締役の職務執行を監督するとともに、経営全般への助言等をいただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。なお、同氏は社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に参与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

候補者番号

6

お ぐ ら や す ひ こ
小倉泰彦

(1961年12月16日生)

新任

社外

独立

現在の当社における地位及び担当	所有する当社の株式の数	取締役会への出席状況	在任年数
—	一株	—	一年

略 歴 (地位、担当及び重要な兼職の状況)

- 1984年 4月 丸紅株式会社入社
- 2011年 4月 株式会社ダイエー(出向)執行役員就任
- 2012年 5月 株式会社ダイエー(出向)取締役執行役員
就任
- 2013年 4月 丸紅株式会社財務部副部長就任
- 2015年 4月 丸紅米国会社CFO就任
- 2016年 4月 同社副社長・CFO就任
- 2017年 4月 丸紅株式会社財務部長就任
- 2018年11月 同社財務部長兼丸紅フィナンシャル
サービス株式会社代表取締役社長就
任
- 2020年 4月 丸紅株式会社秘書部長就任
- 2022年 4月 同社執行役員秘書部長就任
- 2025年 4月 同社執行役員監査部長就任
(2026年3月退任)

社外取締役候補者とした理由
及び期待される役割の概要

長年にわたり大手総合商社で執行役員、財務・秘書・監査部門責任者や海外現地法人のCFO等を歴任した経験により、企業経営に関する高い見識と財務・コーポレートガバナンス・監査に関する専門的な知見を有していることから、独立した立場で当社経営を監督するとともに経営全般への助言等をいただくことを期待し、社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 取締役候補者伊藤誠氏は、当社の100%出資子会社である株式会社野田学園、株式会社幼児未来教育、WASEDA ACADEMY UK CO.,LTD及びWASEDA ACADEMY USA CO.,LTD.の代表取締役社長を兼務しております。株式会社野田学園と当社は、校舎建物に関する賃貸借契約、管理・運営部門業務の協力支援等に関する業務委託契約並びに金銭消費貸借契約を締結しております。株式会社幼児未来教育と当社は、金銭消費貸借契約及び出向契約を締結しております。WASEDA ACADEMY UK CO.,LTD及びWASEDA ACADEMY USA CO.,LTD.と当社は、教材・模試の販売に関する取引があるほか、管理部門業務の指導支援に関する業務委託契約及び出向契約等を締結しております。またWASEDA ACADEMY USA CO.,LTD.と当社は金銭消費貸借契約を締結しております。
2. 取締役候補者千葉崇博氏は、当社の100%出資子会社である株式会社集学舎の代表取締役社長を兼務しております。株式会社集学舎と当社は、管理業務の指導支援に関する業務委託契約を締結しております。
3. その他の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 三谷和歌子氏及び小倉泰彦氏は、社外取締役候補者であります。
5. 三谷和歌子氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
6. 当社は、三谷和歌子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める限度額となっており、三谷和歌子氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、小倉泰彦氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
7. 役員等賠償責任保険契約の概要
当社は、保険会社との間で、当社及び当社子会社における取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2026年10月に更新する予定です。
本議案において各氏の選任が承認された場合には、各氏は当該保険契約の被保険者となります。
- ① 填補の対象となる保険事故の概要
役員等が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。
- ② 保険料
保険料は全額会社負担としております。
- ③ 役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようするための措置
当該保険契約では、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにしております。
8. 当社は、三谷和歌子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、小倉泰彦氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、独立役員として指定する予定であります。

〔ご参考〕

株主総会後の取締役（予定）のスキルマトリックス

氏名	地位	企業経営	業界知識	人事・労務・ 人材育成	財務・ 会計	マーケティング・ 営業	DX・IT	法務・コンプ ライアンス
山本 豊	代表取締役社長	○	○			○	○	
伊藤 誠	取締役専務執行役員	○	○	○				○
相澤 好寛	取締役執行役員	○	○			○		
千葉 崇博	取締役執行役員	○	○			○	○	
三谷 和歌子	社外取締役			○				○
小倉 泰彦	社外取締役	○			○			○
河野 陽子	取締役(監査等委員・常勤)	○	○	○	○			○
原口 昌之	社外取締役(監査等委員)				○			○
布施木 孝叔	社外取締役(監査等委員)				○			○

第3号議案

取締役に対する業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社は、2017年6月28日開催の第43回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。以下本議案において同じ。以下「取締役」という。）を対象とした株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入いたしました。

今般、本制度が対象としておりました3事業年度（2024年3月31日で終了する事業年度から2026年3月31日で終了する事業年度まで。）が終了したことから、2027年3月31日で終了する事業年度以降においては、今後の市場環境等を踏まえた柔軟かつ機動的な制度運営を実現するため、本制度の株式取得方法を以下に定めるとおりに一部改定したうえで、継続することにつき、ご承認をお願いするものであります。

本制度は、引き続き、当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への取締役の貢献意欲を高めることを目的としたものであり、また、当社は、取締役の個人別の報酬等の決定方針の内容を決定しており、本議案は当該方針に沿った取締役への報酬の付与のために必要かつ合理的な内容であることから、本議案の内容は相当であるものと判断しています。

本議案は、2023年6月27日開催の第49回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬限度額（250百万円以内。ただし使用人の給与を含まず。また、上記金額の内、社外取締役分は年額30百万円以内。）とは別枠で取締役に対して株式報酬を支給する旨のご承認をお願いするものであります。

本制度の対象となる取締役の員数は、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと4名となります。

2. 本制度における報酬等の額及び内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する取締役への報酬額を原資として当社株式が信託（以下「本信託」という。）を通じて取得され、取締役に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）の交付及び給付（以下「交付等」という。）が行われる株式報酬制度です（詳細は(2)以降のとおり。）。

①本議案の対象となる当社株式等の交付等の対象者	当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。）
②本議案の対象となる当社株式が発行済株式の総数に与える影響	
当社が拠出する金員の上限（下記(2)のとおり。）	3事業年度を対象として120百万円
当社株式の取得方法（下記(2)のとおり。）及び取締役に交付等がなされる当社株式等の数の上限（下記(3)のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・当社株式は株式市場や当社（自己株式処分）から取得予定 ・取締役に付与されるポイント数の上限は1年あたり75,000ポイント ・取締役に付与される1年あたりのポイントの総数の上限に相当する株式数の当社発行済株式総数（2026年3月31日時点。自己株式控除後。）に対する割合は約0.40%
③業績達成条件の内容（下記(3)のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・中期経営計画に掲げる各事業年度の連結経常利益及び連結売上高の目標値に対する達成度に応じて変動
④取締役に対する当社株式等の交付等の時期（下記(4)のとおり。）	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として3事業年度毎

(2) 当社が拠出する金員の上限

本制度の対象期間は、連続する3事業年度（当初は、2027年3月31日で終了する事業年度から2029年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度とし、本(2)第3段落の信託期間の延長が行われた場合には、以降の各3事業年度とする。以下「対象期間」という。）を対象とします。

当社は、対象期間ごとに合計120百万円を上限とする金員を取締役への報酬として拠出し、受益者要件を充足する取締役を受益者とする信託期間3年間の本信託を設定（本(2)第3段落の信託期間の延長を含む。以下同じ。）します。本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。当社は、信託期間中、取締役に對するポイント（下記(3)のとおり。）の付与を行い、本信託は当社株式等の交付等を行います。

なお、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより、本制度として本信託を継続することがあります。その場合、本信託の信託期間を3年間延長するとともに、翌3事業年度を新たな対象期間とし、当社は、新たな対象期間ごとに、合計120百万円の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役に對するポイントの付与を継続し、本信託は、延長

された信託期間中、当社株式等の交付等を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託契約の変更時に信託財産内に残存する当社株式（取締役が付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）及び金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、120百万円の範囲内とします。

(3) 取締役が取得する当社株式数の算定方法と上限

信託期間中の毎年一定の時期に、同年3月31日で終了する事業年度における中期経営計画に掲げる業績目標値に対する達成度及び役位に応じて、以下の算定方法にしたがって、取締役に一定のポイントが付与されます※1。取締役に付与されたポイントの累積値（以下「累積ポイント」という。）に相当する当社株式等の交付等が行われます。

※1 付与ポイント＝役位別基準金額÷基準株価※2×業績連動係数※3

※2 基準株価＝株式の追加取得が発生した場合には、当該取得株式の平均取得単価とします。ただし、株式の追加取得が発生しない場合には信託期間を延長した日の前月から遡り3か月間の東京証券取引所における当社株式終値の平均値とします。

※3 業績連動係数は中期経営計画に掲げる各事業年度の連結経常利益及び連結売上高の目標値に対する達成率に基づき、決定します。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、信託期間中に株式分割・株式併合等のポイント数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数の調整がなされます。

取締役に付与されるポイント数の1年当たりの総数は、75,000ポイントを上限とします。そのため、対象期間において、本信託が取得する株式数（以下「取得株式数」という。）は、かかる年間付与ポイントの上限に信託期間の年数3を乗じた数に相当する株式数（225,000株※4）が上限となります。

※4 本(3)第2段落の調整がなされた場合、その調整に応じて、取得株式数の上限も調整されません。

(4) 取締役に対する当社株式等の交付等の時期及び方法

受益者要件を充足した取締役は、原則として対象期間終了後の7月頃に、上記(3)に基づき算出される数の当社株式等の交付等を受けるものとします。このとき、当該取締役は、累積ポイントの50%に相当する数の当社株式（単元未満株式は切捨て）の交付を受け、残りの当社株式については本信託内で換価処分した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。信託期間中に受益者要件を満たした取締役が退任する場合（自己都合により退任する場合を除く。）、当該取締役は所定の受益者確定手続を経た後遅滞なく、退任時までの累積ポイントの50%に相当する数の当社株式（単元未満株式は切捨て）の交付を本信託から受け、残りの当社株式については本信託内で換価処分した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けます。

なお、取締役が信託期間中に死亡した場合、その時点で付与されている累積ポイントに応じた当社株式について、そのすべてを本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭の給付を当該取締役の相続人が受けるものとします。また、信託期間中に海外赴任により国内非居住者となった場合、その時点の累積ポイントに応じた当社株式について、そのすべてを本信託内で換価処分した上で、当該取締役が換価処分金相当額の金銭の給付を本信託から受けます。

(5) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(6) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、本信託終了時に残余が生じた場合には、取締役に対して給付されることとなります。

(7) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

なお、本制度の詳細については2026年5月15日付「役員向け業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。

以上

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により、緩やかな回復基調で推移いたしました。他方、地政学リスクの高まりや米国の通商政策の動向による景気の下振れ懸念や継続する物価上昇が消費者マインドに及ぼす影響には、注視が必要な状況が続いております。

学習塾業界におきましては、少子化の進行による市場縮小や物価高による家計負担も増大する中で、高校の授業料無償化拡大や大学入試制度改革をはじめとする国の教育政策の変化により顧客ニーズも多様化しており、ニーズに適った付加価値の高い教育サービスの提供が求められております。

このような環境下で、2025年に創立50周年を迎えた当社では、「本気でやる子を育てる」という教育理念のもと、進学塾としての「本来価値（成績向上と志望校合格）」と当社独自の「本質価値（ワセ価値）」を両輪に、質の高い教育サービスの提供に努めてまいりました。

今春の中学入試では、御三家中学の合格者数が700名に迫る勢いで当社過去最高数更新、高校入試では、最難関私国立高校の圧倒的な合格実績に加え、最難関都県立高校の合格者数も飛躍し、さらに大学入試では、東京大学・早慶上智大学等の合格者数が大きく伸長し、中学・高校・大学入試の全てにおいて、合格実績を大躍進させることができました。こうした合格実績の伸長が当社グループのブランド力や集客力を高め、塾生数の増加・業容の拡大、更なる合格実績の伸長に繋がる好循環を生み出しており、厳しい経営環境における他社との競争優位の原動力となっております。

運営面では、合格実績躍進の効果に加え、人気アニメとのコラボレーションによる広告施策を2年連続で展開したことにより、前年を上回るお問い合わせが続いており、その結果、塾生数は順調に推移いたしました。

個別指導部門につきましては、2025年7月に早稲田アカデミー個別進学館成増校、同11月に早稲田アカデミー個別進学館綾瀬校（FC）、2026年3月に早稲田アカデミー個別進学館王子校（FC）を新規開校し、フランチャイズ校を含め76校体制となりました。さらに、2026年3月には「個別指導本部」を新設し、中期経営計画に掲げる「個別指導校舎100校体制」の仕上げを加速させるとともに、集団指導校舎との連携強化を図ってまいります。

「大学受験部の新領域開拓」として展開を進めている東進衛星予備校については、2025年7月に東進衛星予備校都立大学校、同10月に東進衛星予備校王子校、同11月に東進衛星予備校月島校を新規開校し、9校体制となり、引き続き積極展開していく方針です。

また、既存校舎のリニューアルにより学習環境改善を進めるとともに、小・中学生の集団指導校舎を中核に拠点の集約を行い、集団指導と個別指導の併用や、大学受験部門・東進衛星予備校への接続など、多様な学習ニーズに対応できる体制を整備することで、「Life Time Value（顧客生涯価値）」の最大化を推進してまいりました。

経営上の重要課題である「採用と育成の強化」につきましては、採用面では就活イベントの開催や内部リクルートの強化により、当社の教育理念に共感する人材の獲得に注力いたしました。育成面では、各種研修や全社をあげた授業技術コンテストの開催等を通じて教務力やサービス品質の向上を進めつつ、創立50周年の様々な施策の展開により、従業員エンゲージメントを高めることにも尽力いたしました。

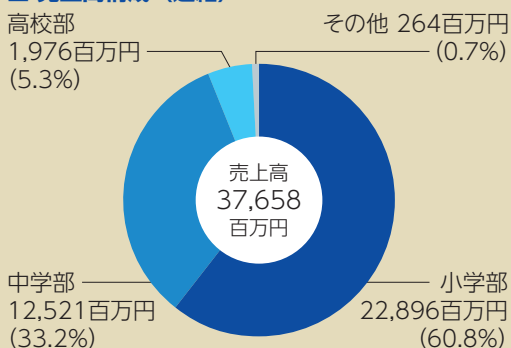
こうした一連の取り組みにより、中期経営計画の最終年度である当連結会計年度では、売上高、経常利益等の数値目標をいずれも達成することができました。次なる50年に向けても、教育理念の徹底実践により顧客満足度の向上を実現しつつ、時代の変化に合わせて経営基盤をより強固にすることで、業績伸長、企業価値向上につなげてまいります。

当連結会計年度における期中平均塾生数につきましては、50,837人（前期比4.0%増）と堅調に推移いたしました。学部別では、小学部30,666人（前期比4.9%増）、中学部17,136人（前期比1.0%増）、高校部2,879人（前期比13.0%増）、その他156人（前期と同数）と、引き続き小学部が全体を牽引いたしました。

以上により、当連結会計年度の売上高は、37,658百万円（前期比7.4%増）、営業利益3,960百万円（前期比11.6%増）、経常利益3,968百万円（前期比10.2%増）、固定資産売却益225百万円を特別利益に、減損損失594百万円を特別損失に計上した結果、親会社株主に帰属する当期純利益は2,487百万円（前期比6.3%増）となりました。

当社グループの事業は、単一セグメントのためセグメント別の記載は省略しております。

■ 売上高構成（連結）



(注) () 内は構成比を表しております。

■ 学部別売上高と塾生数の状況（連結）

品目	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)		
	塾生数 (人)	金額 (百万円)	前期比増減額 (百万円)
小学部	30,666	22,896	1,931
中学部	17,136	12,521	413
高校部	2,879	1,976	231
その他	156	264	12
合計	50,837	37,658	2,588

(注) 塾生数は、期中平均の在籍人数を記載しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は1,139百万円（賃貸借契約に基づく敷金及び保証金の差入を含む。）であり、その主なものは、以下のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中の新規出校校舎等

当社：早稲田アカデミー個別進学館成増校、東進衛星予備校都立中学校、東進衛星予備校王子校、東進衛星予備校月島校

株式会社集学舎：東進衛星予備校木更津東口校

株式会社幼児未来教育：豊洲教室

ロ. 当連結会計年度中の校舎移転

当社：桜新町校

ハ. 当連結会計年度中に実施した設備の取得又は改修等

当社：校舎物件の内部造作の設置、什器備品の購入、社内システムの整備及び塾生向けポータルサイトの機能拡充のための支出等

二. 当連結会計年度中に売却した設備

株式会社野田学園：学生寮「中野ヴィレッジ」（土地・建物）

株式会社集学舎：研修施設「館山研修施設」（土地・建物）

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、社債の発行及び長期借入れによる資金調達は行っておりません。

なお、当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、3,000百万円であります。

また、グループ内ファイナンスにより効率的な資金活用を行っております。

(4) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社野田学園	40百万円	100.0%	中学生、高校生及び高卒生対象の大学受験予備校
株式会社水戸アカデミー	10百万円	100.0%	小学生、中学生及び高校生対象の進学塾
株式会社集学舎	10百万円	100.0%	小学生、中学生及び高校生対象の進学塾
株式会社幼児未来教育	38百万円	100.0%	未就学児を対象とする幼児教室
WASEDA ACADEMY UK CO.,LTD	800千ポンド	100.0%	ロンドン在住の日本人子女（小学生、中学生）対象の進学塾
WASEDA ACADEMY USA CO.,LTD.	100千米ドル	100.0%	ニューヨーク在住の日本人子女（小学生、中学生）対象の進学塾

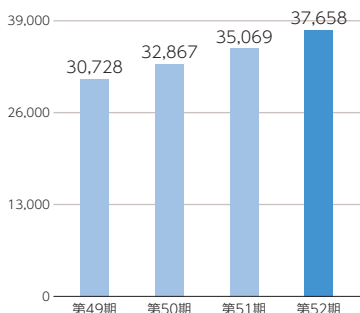
(注) 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(5) 財産及び損益の状況

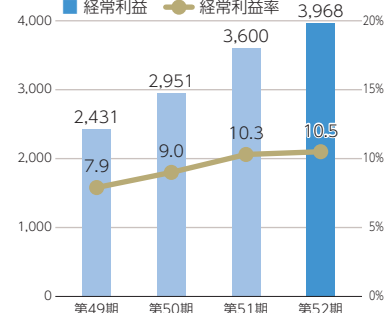
区 分		第 49 期	第 50 期	第 51 期	第 52 期
		(2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	(2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	(2024年4月1日から 2025年3月31日まで)	(2025年4月1日から 2026年3月31日まで)
売上高	(百万円)	30,728	32,867	35,069	37,658
経常利益	(百万円)	2,431	2,951	3,600	3,968
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	1,553	2,132	2,338	2,487
1株当たり当期純利益	(円)	82.35	112.75	127.05	134.61
純資産	(百万円)	12,532	14,263	15,184	16,557
総資産	(百万円)	21,114	23,057	24,485	26,197
1株当たり純資産	(円)	664.60	753.93	821.67	896.32

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、又、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。なお、自己株式については、役員報酬BIP信託及び従業員対象株式付与ESOP信託が保有する自己株式を含め算出しております。

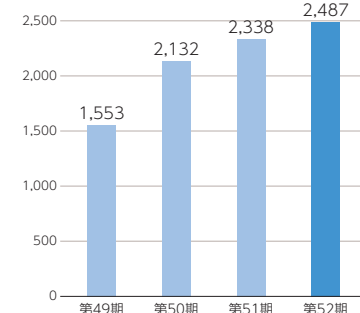
■ 売上高
(百万円)



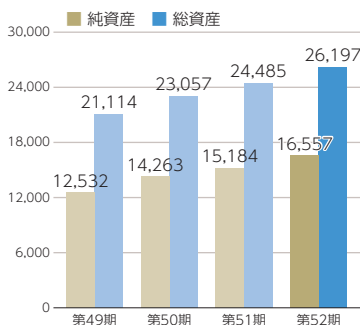
■ 経常利益／経常利益率
(百万円) (%)



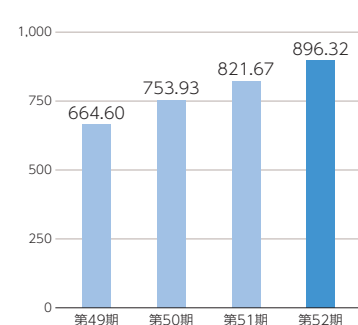
■ 親会社株主に帰属する当期純利益
(百万円)



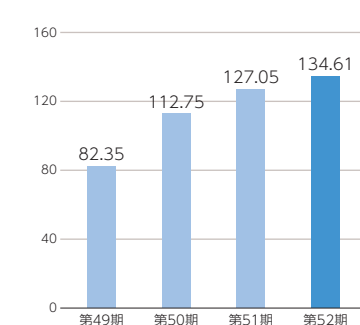
■ 純資産・総資産
(百万円)



■ 1株当たり純資産
(円)



■ 1株当たり当期純利益
(円)



(6) 対処すべき課題

学習塾・予備校業界は、出生率低下による学齢人口の減少や物価高による家計負担の増大などにより、厳しい経営環境にあります。一方で、当社グループが事業展開する首都圏においては、依然として私国立中学受験の熱は高く、また、高校の授業料無償化の拡大や大学入試制度改革等の国の教育政策の変化を背景に顧客ニーズの多様化も進んでおります。そのような中、顧客ニーズに適合した付加価値の高い教育サービスに対する期待は高く、持続的な成長を見込める状況も生まれております。

以上を踏まえ、当社グループは、「子どもたちの未来を育む独自の価値を提供し続け、教育企業No.1を目指す」という目標の実現に向け、2027年3月期～2029年3月期を実行期間とする中期経営計画（2026年5月公表）を策定し、一層の業容拡大と企業価値向上を図ってまいります。

事業上の対処すべき課題としては、以下の事項を優先課題として取り組んでまいります。

1. 標準校舎（中高受験集団指導型）の更なる成長に取り組むとともに、成長余地の大きい大学受験部門への継続率向上及び個別指導部門との併用率向上に取り組み、校舎展開と合わせて収益基盤を強化し、「Life Time Value（顧客生涯価値）」の最大化を目指してまいります。
2. 高品質な教育サービスを支える人材の採用と育成に注力してまいります。
3. 入試制度改革や多様化する顧客ニーズへの対応を拡充し、合格実績戦略（※）を支える教務システム、コンテンツ、ツールの品質向上に注力し、業容拡大を推進してまいります。
4. 更なるDX・AI活用を推進し、新規サービスの提供やサービス品質向上による顧客満足度向上を図るとともに、業務効率の改善による人的資本の再配分と従業員満足度の向上を実現してまいります。
5. 内部統制システムとリスク管理体制の強化、ガバナンス体制の充実を推進し、永続的な成長の実現に向けたより強固な組織体制を構築してまいります。

（※）「本気でやる子を育てる」という教育理念を徹底実践することを起点に、生徒の本気を引き出す授業によって成績向上と志望校合格を実現し、その結果、顧客満足度を高め地域の評判を獲得し、市場支持を拡充していくという流れを「合格実績戦略」と称し、事業拡大のための基本戦略としております。

今後も役員一同、教育理念の実践を推進し、企業価値向上と教育を通じた社会貢献に努めてまいります。株主の皆様におかれましては、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループは、当社と、当社の100%出資子会社である株式会社野田学園、株式会社水戸アカデミー、株式会社集学舎、株式会社幼児未来教育、WASEDA ACADEMY UK CO.,LTD及びWASEDA ACADEMY USA CO.,LTD.の7社で構成されており、教育関連事業を主たる事業としております。

当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは、次のとおりであります。

当社が、主に小学1年生から高校3年生までを対象とした進学学習指導を行うほか、年長生以上を対象とした英語教育等を行っております。進学学習指導業務につきましては、首都圏で校舎展開を行っており、集団指導校舎においては全て直営方式で、また「早稲田アカデミー個別進学館」ブランドにおいては、直営方式及びフランチャイズ方式にて運営しております。

株式会社野田学園は、「野田クルゼ」の名称で、中学生、高校生及び高卒生を対象とした医歯薬系専門の大学受験予備校を運営しております。

株式会社水戸アカデミーは、「水戸アカデミー」の名称で、茨城県内で小・中・高校生を対象とした進学学習指導を行っております。また、当社のフランチャイジーとして「早稲田アカデミー個別進学館水戸校」を運営しております。

株式会社集学舎は、「QUARD (クオード)」の名称で、千葉県内で小・中・高校生を対象とした進学学習指導を行っております。

株式会社幼児未来教育は、「ベンチャースクール サン・キッズ」の名称で、東京都内で1歳から6歳までの未就学児を対象とした幼児教室を運営しております。

WASEDA ACADEMY UK CO.,LTDは、イギリス・ロンドンにおいて日本人子女(小・中学生)を対象とした進学学習指導を行っております。

WASEDA ACADEMY USA CO.,LTD.は、アメリカ・ニューヨーク州において日本人子女(小・中学生)を対象とした進学学習指導を行っております。

(8) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

①当社

イ. 本社 東京都豊島区南池袋一丁目16番15号

ロ. 校舎

ブランド	校舎数	都道府県別内訳
早稲田アカデミー (小・中学生対象/集団指導校舎)	118	東京都64校 埼玉県14校 千葉県14校 埼玉県20校 茨城県1校 神奈川県19校
E x i V (エクシブ) (小・中学生対象/難関中高受験専門塾 集団指導校舎)	5	東京都4校 神奈川県1校
S P I C A (スピカ) (小学生対象/最難関中学受験専門塾 集団指導校舎)	1	東京都1校
早稲田アカデミー大学受験部 (中・高校生対象/大学受験専門塾 集団指導校舎)	6	東京都5校 神奈川県1校
早稲田アカデミー個別進学館 (小・中・高校生・高卒生対象/難関校受験対応個別指導校舎)	49	東京都29校 埼玉県5校 埼玉県9校 神奈川県6校

(注) 1. 上記校舎数には、英語教室(早稲田アカデミーIBS、English ENGINE、LOGOS AKADEMEIA)及び東進衛星予備校の各教室は含まれておりません。

2. 上記早稲田アカデミー個別進学館の校舎数には、フランチャイジーが運営する校舎は含まれておりません。

②子会社

株式会社野田学園

本社・本校 東京都千代田区神田駿河台二丁目8番

株式会社水戸アカデミー

本社 東京都豊島区南池袋一丁目16番15号

水戸本部長校・早稲田アカデミー個別進学館水戸校

株式会社集学舎

本社 東京都豊島区南池袋一丁目16番15号

姉崎校・木更津校・おゆみ野校・ちはら台校・鎌取校・茂原校

株式会社幼児未来教育

本社 東京都豊島区南池袋一丁目16番15号

小石川教室・麻布十番教室・豊洲教室

WASEDA ACADEMY UK CO.,LTD

本社・ロンドン校 Unit 4 Acton Hill Mews,310-328 Uxbridge Road,Acton,London,United Kingdom,W3 9QN

WASEDA ACADEMY USA CO.,LTD.

本社・ニューヨーク校 1600 Harrison Avenue,Suite103,Mamaroneck,New York 10543 U.S.A.

(9) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)**①企業集団の使用人の状況**

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,109 (6,610) 名	+ 6 (+11) 名

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者（時間講師、パート事務、契約社員及び派遣社員）数は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 上記に記載の人員のほか、業務委託契約により授業を担当している講師が、当社におきまして51名（当連結会計年度の平均）、連結子会社である株式会社野田学園におきまして18名（当連結会計年度の平均）おります。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,044 (6,445) 名	+ 6 (+39)	39.2歳	9.7年

- (注) 1. 使用人数は就業員数（当社からの出向者を除く）であり、臨時雇用者（時間講師、パート事務、契約社員及び派遣社員）数は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 上記に記載の人員のほか、業務委託契約により授業を担当している講師が51名（当事業年度の平均）おります。

(10) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

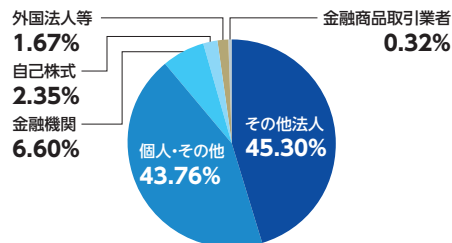
(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式の状況 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 19,012,452株
- (3) 株主数 38,825名
- (4) 大株主 (上位10名)

所有者別株式数比率



株主名	持株数	持株比率
株式会社ナガセ	3,498,700株	18.84%
河端 真一	1,941,500株	10.45%
英進館株式会社	1,842,600株	9.92%
福山産業株式会社	954,000株	5.13%
株式会社明光ネットワークジャパン	951,400株	5.12%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	905,000株	4.87%
早稲田アカデミー従業員持株会	840,100株	4.52%
株式会社学研ホールディングス	526,400株	2.83%
教育開発出版株式会社	330,000株	1.77%
株式会社ケーエスコポレイション	300,000株	1.61%

- (注) 1. 当社は自己株式を446,676株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には役員報酬BIP信託及び従業員対象株式付与ESOP信託が保有する当社株式 (92,829株) は含んでおりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の状況

(1) 取締役の状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	山本 豊	
取締役 専務執行役員	伊藤 誠	経営推進本部長 教務本部管掌 株式会社野田学園代表取締役社長 株式会社幼児未来教育代表取締役社長 WASEDA ACADEMY UK CO.,LTD代表取締役社長 WASEDA ACADEMY USA CO.,LTD.代表取締役社長
取締役 執行役員	相澤 好寛	教育事業本部長兼第六事業部長
取締役 執行役員	千葉 崇博	運営本部長 株式会社集学舎代表取締役社長
取締役	川又 政治	
取締役	三谷 和歌子	ロデム総合法律事務所パートナー 太平洋セメント株式会社社外監査役 生化学工業株式会社社外監査役
取締役 (監査等委員・常勤)	河野 陽子	
取締役 (監査等委員)	原口 昌之	英和法律事務所代表 MRT株式会社社外監査役 株式会社トラス・オン・プロダクト社外取締役 (監査等委員) サイプレス・ホールディングス株式会社社外監査役
取締役 (監査等委員)	布施木 孝叔	綜研化学株式会社社外取締役 株式会社アルファシステムズ社外取締役

- (注) 1. 取締役 川又政治氏及び三谷和歌子氏並びに取締役 (監査等委員) 原口昌之氏及び布施木孝叔氏は社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 河野陽子氏は、長年、当社の取締役、管理本部長等の要職を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
取締役 (監査等委員) 原口昌之氏は弁護士並びに公認会計士の資格を有しており、企業法務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
取締役 (監査等委員) 布施木孝叔氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するとともに、企業監査の豊富な経験を有するものであります。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために河野陽子氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は社外取締役の全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 当社は執行役員制度を導入しております。2026年3月31日現在の取締役でない執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執行役員	関 俊彦	管理本部長
執行役員	本山 徹	個別指導本部長
執行役員	福田 貴一	教育事業本部副本部長兼第七事業部長

(2) 事業年度中に退任した取締役

該当事項はありません。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役川又政治氏及び三谷和歌子氏並びに各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める限度額となっております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社における取締役及び監査役（以下「役員等」という。）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害を保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、填補する額について限度額を設けることとしております。

(5) 取締役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2020年6月24日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております（2021年1月29日開催の取締役会にて一部改定）。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議内容について任意の報酬委員会（現 指名・報酬委員会）へ諮問し、賛成の旨、答申を受けております。また、取締役の個人別の報酬等の内容については、任意の指名・報酬委員会からの答申を踏まえ、取締役会にて決定しており、特定の取締役やその他の第三者には決定を委任しておりません。

なお、当事業年度に係る取締役の個人別報酬等について、取締役会は、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、取締役会で決議された方針と整合していることや、決定にあたり任意の指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 報酬に関する基本方針

（報酬制度について）

役員の報酬につきましては、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方のもと、次のような基本方針で制度構築・運用することとしております。

- ・当社グループの中長期的な業績向上への貢献意欲を高め、当社の企業価値並びに当社グループ総体の価値の持続的な向上につながる報酬制度とする。
- ・当社の企業理念を実現し、当社グループの発展を担える優秀な人材の確保に資する報酬制度とする。
- ・ステークホルダーに対して説明責任を果たせる「透明性」「客観性」の高い報酬制度とする。

（報酬水準について）

- ・優秀な人材を確保するための競争力があり、次世代の経営層となる従業員の成長意欲にもつながる水準を目指す。
- ・報酬水準の妥当性については、外部機関の調査データ等により、同業種・同規模の企業の水準等を参照し定期的に検証を行う。
- ・業績や事業規模に応じた報酬水準であると同時に、執行役員・従業員の給与と照らし、役員としての職責に見合う水準とする。

（報酬体系について）

- ・業務執行取締役の報酬は、役位に応じた「基本報酬」と業績によって給付額が変動する「業績連動報酬等」とし、業績連動報酬は ①年度賞与と②株式報酬 とする。
- ・社外取締役の報酬は、独立した立場で経営を監視・監督するという職責上、「基本報酬（固定報酬）」のみとする。

ロ. 基本報酬に関する方針

- ・ 役位に応じ、取締役会で決定された個別報酬額を毎月金銭で支給する。
- ・ 個別報酬額は、役位・職責に応じて同業他社や同規模企業の水準、会社業績や当社の執行役員を含む従業員の給与等を総合的に勘案して決定する。

ハ. 業績連動報酬等に関する事項

- ・ 各事業年度の予算策定時に決定する連結経常利益目標の達成度合いに応じて定められた支給割合（基本報酬に対する割合）に基づき支給する。
- ・ 支給時期は、各事業年度終了後の6月賞与時とする。
- ・ 特殊事情等により予算策定時に決定する連結経常利益目標の水準が著しく低い場合等は、指名・報酬委員会の諮問を経た上で取締役会の審議により、支給の適否及び支給基準を決定する。

二. 非金銭報酬等の内容

- ・ 2017年6月28日開催の第43回定時株主総会の決議を経て導入した業績連動型株式報酬として、中期経営計画に掲げる各事業年度の連結売上高と連結経常利益の目標値に対する達成度合いに応じて当社株式を支給する。
- ・ 制度運用については「役員報酬B I P 信託」を採用し、各事業年度において、連結売上高目標値の98%以上かつ連結経常利益目標値の90%以上を達成した場合に各取締役役にポイントが付与され、3年間の中期経営計画期間の終了後に付与されたポイントに応じた株式等を支給する。
- ・ 付与されるポイント：役位別基準金額 ÷ 基準株価 × 業績連動係数
- ・ 付与される株式数：1ポイント = 1株で換算した当社株式

ホ. 報酬等の割合に関する方針

- ・ 業績目標の達成度合いが100%の場合の基本報酬と業績連動報酬の支給割合は、以下を基本とする。
基本報酬80：短期業績連動報酬（賞与）10：中長期業績連動報酬（株式報酬）10
- ・ 上記支給割合は、今後、経営環境や業績及び事業規模に対する報酬水準を勘案し適宜見直しを検討する。

へ. 業績連動指数を採用する理由及び当事業年度の業績連動報酬に係る指標及び実績

業績連動指標として連結売上高、連結経常利益を採用している理由は、経営成績の最も基本となる指標であるとともに、当社が経営効率向上の指標として重視する売上高経常利益率を構成する指標として執行役員を含む従業員との目標共有化のためのわかりやすい指標であることから採用しております。

当事業年度における業績連動報酬に係る目標は、連結経常利益3,731百万円であり、実績は3,968百万円となりました。

また、非金銭報酬（株式報酬）のポイント付与の条件となる目標値は、連結売上高35,345百万円、連結経常利益3,004百万円であり、実績は連結売上高37,658百万円、連結経常利益3,968百万円となりました。

ト. 監査等委員である取締役の報酬

監査等委員である取締役につきましては、業務執行から独立した立場で経営の監視・監督をするという役割から基本報酬のみで構成することとし、株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で、各委員の職務に応じ、監査等委員会での協議による合意に基づき決定しております。

チ. 取締役の報酬等に関する株主総会の決議状況

当社の取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2023年6月27日開催の第49回定時株主総会において、年額250百万円以内（ただし使用人分給与を含まず。又、上記金額の内、社外取締役分は年額30百万円以内。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員を除く取締役の員数は5名（うち、社外取締役は1名）であります。

また、2017年6月28日開催の第43回定時株主総会の決議により、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度を導入し、その限度額は3事業年度を対象として合計120百万円であります。当該株主総会終結時点の当該定めの対象となる取締役の員数は4名であります。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2023年6月27日開催の第49回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

リ. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

取締役の報酬等の額についての最終決定権限は取締役会が有しております。

また、報酬制度及び報酬等の額の決定プロセスにおける透明性と客観性を高めるため、取締役会の決議により選出された2名以上の社外取締役と社長を委員とする任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役会は役員報酬にかかる上程案を事前に指名・報酬委員会に諮問し、指名・報酬委員会からの答申を踏まえて審議の上、決定しております。

②当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (内、社外取締役)	205 (13)	150 (13)	20 (—)	34 (—)	6 (2)
取締役 (監査等委員) (内、社外取締役)	40 (13)	40 (13)	— (—)	— (—)	3 (2)
合計 (内、社外取締役)	246 (26)	190 (26)	20 (—)	34 (—)	9 (4)

- (注) 1. 当社は使用人兼務取締役の使用人分給与は支給していません。
 2. 上記の業績連動報酬等は取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。) 4名に対する当事業年度における役員賞与引当金繰入額であります。
 3. 上記の非金銭報酬等は取締役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。) 4名に対する当事業年度における役員株式給付引当金繰入額であります。

③社外役員が子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 三谷和歌子氏は、ロデム総合法律事務所のパートナー、太平洋セメント株式会社及び生化学工業株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社と当該兼職先との間には特別な関係はありません。

取締役 (監査等委員) 原口昌之氏は、英和法律事務所代表、M R T株式会社及びサイプレス・ホールディングス株式会社の社外監査役、並びに株式会社トラース・オン・プロダクトの社外取締役 (監査等委員) を兼務しております。なお、当社と当該兼職先との間には特別な関係はありません。

取締役 (監査等委員) 布施木孝叔氏は、綜研化学株式会社及び株式会社アルファシステムズの社外取締役を兼務しております。なお、当社と当該兼職先との間には特別な関係はありません。

②会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査等委員会への出席状況

		取締役会 (18回開催)		監査等委員会 (18回開催)	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役	川又 政治	18回	100%	－	－
取締役	三谷 和歌子	18回	100%	－	－
取締役（監査等委員）	原口 昌之	18回	100%	18回	100%
取締役（監査等委員）	布施木 孝叔	17回	94%	17回	94%

・取締役会及び監査等委員会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

イ. 取締役 川又政治氏は、主に他社における経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営の監督と経営全般への助言を行うとともに、取締役会の機能強化に向けて積極的な発言を行い、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。更に、海外における企業経営やIT関連事業の経験と知識に基づき、当社グループの経営に有用な提言を行っております。

また、指名・報酬委員会委員として、取締役及び経営陣幹部の指名、役員報酬制度や個別報酬額の決定に関し、手続きの透明性及び取締役会からの諮問内容の妥当性、公正性について独立した立場から積極的に意見・提言を行っております。

ロ. 取締役 三谷和歌子氏は弁護士としての豊富な経験と知見に基づき、経営の監督と経営全般への助言を行うとともに、取締役会の機能強化に向けて主に企業法務の専門的見地から積極的に発言を行い、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。

ハ. 取締役（監査等委員）原口昌之氏は、弁護士・公認会計士としての豊富な経験と知見に基づき、主に企業法務及び会計の専門的見地から積極的に発言を行い、独立した立場で監査等委員でない取締役の職務執行を監督し、経営全般を監査することで、社外取締役として十分な役割・責務を果たしております。更に、必要に応じ、法律家としての見地からリスク管理やコンプライアンス体制の強化に向けた提言を行っております。

また、指名・報酬委員会委員として、取締役及び経営陣幹部の指名、役員報酬制度や個別報酬額の決定に関し、手続きの透明性及び取締役会からの諮問内容の妥当性、公正性について独立した立場から積極的に意見・提言を行っております。

二. 取締役（監査等委員）布施木孝叔氏は、公認会計士としての豊富な経験・知見に基づき、主に会計・税務の専門的見地から積極的に発言を行い、独立した立場で監査等委員でない取締役の職務執行を監督し、経営全般を監査することで、社外取締役として十分な役割・責務を果たしております。更に、必要に応じ、会計基準変更への対応や内部統制・ガバナンス体制の強化に向けた提言を行っております。

また、指名・報酬委員会委員として、取締役及び経営陣幹部の指名、役員報酬制度や個別報酬額の決定に関し、手続きの透明性及び取締役会からの諮問内容の妥当性、公正性について独立した立場から積極的に意見・提言を行っております。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を、経営の重要課題の一つと認識しており、毎年の配当金につきましては、安定的な配当の維持を基本としつつ、連結配当性向も勘案の上、配当額の向上を検討していく方針であります。また、内部留保資金につきましては、業容拡大のための設備投資や新規事業の開発・拡充等に活用し、企業価値の向上に努めてまいります。

当事業年度の期末配当につきましては、上記の配当方針及び収益・財政状況等を勘案し、普通株式1株当たり35円とさせていただきます。なお、中間配当として1株当たり20円を実施いたしておりますので、当事業年度の年間配当金は1株当たり55円となります。

なお、当社は定款において取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定めておりますが、期末配当につきましては、株主総会にお諮りすることを基本方針としております。

-
- (注) 1. 本事業報告に記載する金額、株式数等については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、比率（持株比率を除く。）の表示については、四捨五入を行っております。
2. 本事業報告における数値・情報は、特に記載のない場合、当事業年度末現在のものです。

計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額
資 産 の 部	
流動資産	13,817,198
現金及び預金	10,591,863
営業未収入金	2,248,965
商品及び製品	128,975
原材料及び貯蔵品	71,524
前払費用	721,825
その他	60,048
貸倒引当金	△6,005
固定資産	12,380,679
有形固定資産	4,977,884
建物及び構築物	9,077,253
減価償却累計額	△5,746,911
建物及び構築物 (純額)	3,330,341
土地	846,324
リース資産	914,912
減価償却累計額	△453,180
リース資産 (純額)	461,732
建設仮勘定	1,737
その他	1,542,691
減価償却累計額	△1,204,942
その他 (純額)	337,748
無形固定資産	1,613,071
ソフトウェア	879,180
ソフトウェア仮勘定	126,623
のれん	571,481
その他	35,787
投資その他の資産	5,789,723
投資有価証券	647,578
繰延税金資産	1,358,754
差入保証金	3,466,949
長期前払費用	305,162
その他	21,384
貸倒引当金	△10,105
資産合計	26,197,878

科 目	金 額
負 債 の 部	
流動負債	6,020,673
支払手形及び買掛金	302,795
未払金	992,364
未払費用	1,211,390
リース債務	174,370
未払法人税等	896,816
未払消費税等	473,977
前受金	919,587
賞与引当金	757,677
役員賞与引当金	20,848
役員株式給付引当金	79,124
従業員株式給付引当金	39,024
株主優待引当金	129,090
その他	23,605
固定負債	3,619,579
リース債務	351,178
退職給付に係る負債	1,195,656
資産除去債務	2,043,714
その他	29,029
負債合計	9,640,253
純 資 産 の 部	
株主資本	16,386,204
資本金	2,014,172
資本剰余金	2,095,752
利益剰余金	13,067,526
自己株式	△791,246
その他の包括利益累計額	171,420
その他有価証券評価差額金	128,019
為替換算調整勘定	71,134
退職給付に係る調整累計額	△27,733
非支配株主持分	—
純資産合計	16,557,625
負債・純資産合計	26,197,878

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	37,658,867
売上原価	25,465,778
売上総利益	12,193,089
販売費及び一般管理費	8,232,913
営業利益	3,960,175
営業外収益	78,568
受取利息	23,548
受取配当金	22,467
受取保険金	1,778
不動産賃貸料	13,511
受取和解金	2,982
その他	14,279
営業外費用	70,371
支払利息	10,250
固定資産除却損	45,053
株式報酬費用消滅損	12,655
その他	2,411
経常利益	3,968,373
特別利益	225,236
固定資産売却益	225,236
特別損失	594,560
減損損失	594,560
税金等調整前当期純利益	3,599,048
法人税、住民税及び事業税	1,422,447
法人税等調整額	△310,415
当期純利益	2,487,016
非支配株主に帰属する当期純利益	—
親会社株主に帰属する当期純利益	2,487,016

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月14日

株式会社早稲田アカデミー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 廣瀬 美智代
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 田口 雄規
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社早稲田アカデミーの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社早稲田アカデミー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第52期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、当事業年度の監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部統制システムの関連部署と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に子会社の取締役会に出席して事業の報告を聴取し、必要に応じて常勤監査等委員が内部監査室と連携して往査を行いました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。また、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月15日

株式会社早稲田アカデミー 監査等委員会

常勤監査等委員・取締役 河野陽子 ㊟

監査等委員・社外取締役 原口昌之 ㊟

監査等委員・社外取締役 布施木孝叔 ㊟

以上

第52回 定時株主総会 会場ご案内図

日 時

2026年6月25日（木曜日）午前10時～

場 所

東京都新宿区戸塚町一丁目104番地19
リーガロイヤルホテル東京 3階 「ロイヤルホール」
会場TEL：03-5285-1121

交通機関のご案内

- 都電荒川線早稲田駅 改札を出て徒歩約3分
- 東京メトロ東西線早稲田駅 3a出口より徒歩約10分
- 東京メトロ有楽町線江戸川橋駅 1b出口より徒歩約15分

